

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
令和2年度事業点検・評価調書

3-20

3-20

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	景観阻害要因についての関係者協議
節			
事業(施策)名	20 景観阻害要因の調査	事業主体	佐渡市環境対策課
事業実施期間	H28～R4	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市地域振興課、佐渡市建設課
事業概要	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 景観阻害要因への対応により、まちなみ・景観の維持・改善を図る。</li> </ul> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄塔や電柱、放置空き家等、景観阻害要因を抽出し、改善に向けて関係者と協議のうえ、具体的対策を検討・実施する。</li> </ul>		
事業計画と実績	<p>【R2年度計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関と連携し、計画的に現場確認を実施し、法に基づく措置を講じる。</li> <li>● 所有者(相続人等)の特定が困難な特定空き家等について、司法書士への委託等により所有者の特定を進めて、法に基づく措置につなげる。</li> </ul> <p>【R2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 佐渡建築士会及び新潟県佐渡地域振興局建築課等と連携し、適切に管理されていない空き家の現況を確認し、必要な措置を所有者等に指導した。 特定空き家等認定件数 12件 (R2年12月末現在、以下同) 助言・指導件数 34件 勧告件数 11件</li> <li>● 管理不全空き家等の所有者の相続人の調査を県行政書士会に委託し対応を指導すべき者の特定を行った。</li> </ul>		
課題・今後の取組	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 景観阻害要因となる空き家等所有者の相続人の調査に時間を要する場合、速やかに措置・指導できない。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関と連携し、計画的に現場確認を実施し、法に基づく措置を講じる。</li> <li>■ 所有者の相続人の特定が困難な特定空き家等について、行政書士等への委託により所有者等の特定を進め、速やかに法に基づく措置につなげる。</li> </ul>		
事業評価	<p>【事業の達成度】 [ a・<b>b</b>・c ]</p> <p>【事業実施の効果】 [ a・<b>b</b>・c ]</p> <p>【総合評価】 [ A・<b>B</b>・C ]</p> <p>◇ 概ね計画どおり目標を達成できたことからBとした。 来年度は国内推薦後を見据え、相川地区の管理不全空き家等への対応を優先的に実施する。」</p>		

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。